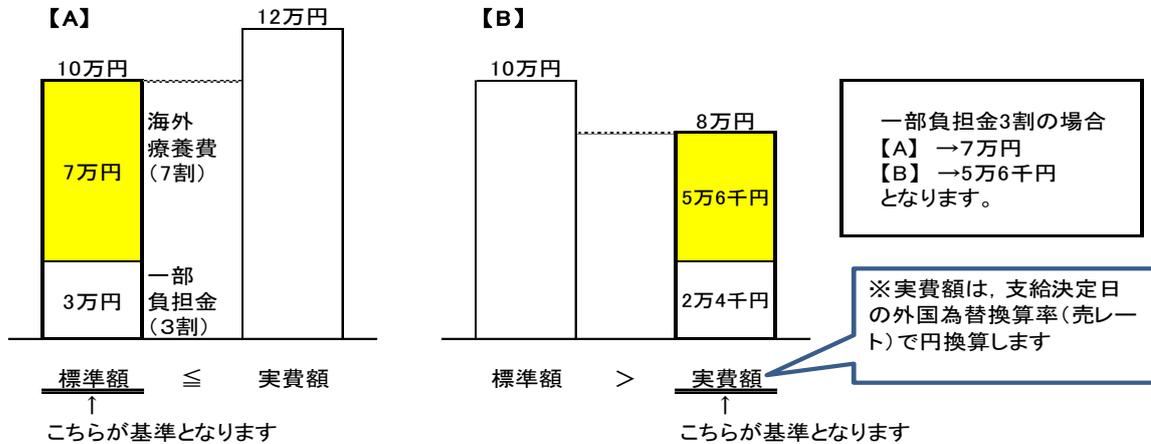


海外療養費制度 (海外渡航中に病気やけがで治療を受けた場合)

海外渡航中に急な病気やけがで現地で治療を受けた場合、海外で支払った医療費の一部の払い戻しを受けることができます。基本的には、「日本国内の保険医療機関で同等の治療を受けた場合の医療費(標準額)」か「領収明細書の金額(実費額)」のどちらか低い額から、一部負担金を引いた額が、海外療養費として支払われます。



【注意】 治療目的の渡航や日本で保険適用外となる治療の場合は保険給付の対象となりません。(※) 当制度は日本国内に居住する人が短期間海外渡航した時の制度です。1年以上海外に滞在されている人など、生活の実態そのものが海外にある場合は、国民健康保険の加入要件を満たさず、資格を遡及して喪失する場合があります。

※下記のいずれも満たす場合には、例外的に支給されます。

- ・臓器移植を必要とする人がレシピエント適応基準に該当し、海外渡航時に日本臓器移植ネットワークに登録していること
- ・移植を必要とする臓器の国内待機状況を考慮すると、海外で移植を受けない限り生命の維持が不可能となる恐れが高いこと

1 申請に必要なもの

① 診療内容明細書 (Form A) ※日本語翻訳文も必要	<ul style="list-style-type: none"> ・海外で治療をした医師が作成したもの ・医療機関に問い合わせることがありますので、医療機関名、住所、電話番号、担当医師名が記載してあるか確認してください。 ・月をまたがって受診した場合は、できるだけ各月ごと、入院・入院外ごとに作成してください ・翻訳文には翻訳者の氏名、住所、電話番号も記入してください <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> ①~④の様式は区役所窓口で入手するか、市国保HPからダウンロードしてください </div>
② 領収明細書 (Form B) ※日本語翻訳文も必要 ※歯科の場合、歯科用を使用のこと	
③ 診療内容補足説明書 (別紙1) ※必要な場合のみ	
④ 調査に関わる同意書	
⑤ 海外で受け取った治療費の領収書 (原本)	・診察券等があれば、医療機関名等の確認のためお持ちください
⑥ パスポート ※出入国印が押してあるもの (治療を受けた日に渡航していたことを確認します)	【注意】 空港の出入国審査で自動化ゲートを利用される場合は出入国印は押印されませんので、通過時に職員に押印してもらうようにしてください。《裏面もご覧ください》
⑦ 国民健康保険証・印かん	印かんは申請者である世帯主のものをお持ちください
⑧ 世帯主名義の口座が分かるもの	※海外への送金はできません

2 申請先 お住まいの区の各区役所保険年金課 (裏面参照)

～適正支給のために～



海外療養費の適正支給のため、下記の事項について必ずご一読いただき、ご理解とご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

海外での公的保険から給付を受ける場合

◆海外での公的保険に加入され、その保険からの給付を受ける場合には、公的保険より給付された額は海外療養費から減額となります。支給後に判明した場合は、差額を返還いただくこととなりますので、海外の公的保険に加入された方は、あらかじめ申請時にお申し出ください。

民間の旅行傷害保険等に入った場合

◆民間の旅行傷害保険等から支給される治療費（保険金）は、海外療養費の支給額の減額対象とはなりません。ただし、民間の旅行傷害保険が提携した現地の医療機関で、本人が自己負担なく医療機関から治療を受けた場合（被保険者に費用負担が生じていない場合）は、支給の対象とはなりません。

パスポートの確認について（出入国日の確認）

◆海外診療を受けた日に渡航していたことを確認させていただきます。自動化ゲート通過等で出入国が確認できない場合には、航空券（電子航空券の写しでも可）、査証等、海外渡航の事実が確認できるものをお持ちください。これらが無い場合には、法務省の出入（帰）国記録に係る開示請求による記録の写しをご提出いただく場合があります（発行には手数料がかかりますが、申請者の負担となります）。

内容の審査および調査について

- ◆申請受付後、福岡県国民健康保険団体連合会において診療内容明細書、領収明細書等の審査があるため、3か月以上時間を要します。
- ◆申請書類の記載内容に不備・不明な点がある場合は、詳しく確認させていただきます。また、審査の過程で確認書類等の再提出をお願いすることや、治療を受けた医療機関に対して文書、電話等で確認をすることがあります。その場合、審査には相当のお時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

～その他～

◆診療内容明細書、領収明細書、領収書、日本語訳文等を発行・作成するための経費は申請者の負担となります。（翻訳は自分で行っても構いませんが、翻訳文には、翻訳者の氏名、住所、電話番号を記載してください。）

【お問い合わせ先】

担当課	電話番号
東区保険年金課管理係	645-1101
博多区保険年金課管理係	419-1117
中央区保険年金課給付係	718-1123
南区保険年金課管理係	559-5151
城南区保険年金課給付係	833-4121
早良区保険年金課給付係	833-4371
西区保険年金課給付係	895-7089
西部出張所給付係	806-9433